

# 「琵琶湖保全再生施策に関する計画」の策定

<琵琶湖保全再生課>

平成27年（2015年）年9月28日に、「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」が公布・施行され、琵琶湖が「国民的資産」と位置付けられました。また、平成28年（2016年）4月21日に「琵琶湖の保全及び再生に関する基本方針」が国によって定められ、琵琶湖保全再生のための基本的な指針や重要事項が定められました。

これらを受けて本県では、平成29年（2017年）3月30日に、平成32年度までの4年間を計画期間とする「琵琶湖保全再生施策に関する計画（琵琶湖保全再生計画）」を策定しました。

## ○趣旨

計画では、県および県内の市町が、多様な主体の参加と協力を得て、琵琶湖の保全再生に向けた施策を総合的・効果的に推進することとしています。また、①琵琶湖の重要性や、保全・再生についての「共感」、②琵琶湖の保全と多様で活力ある暮らしとの「共存」、③琵琶湖の価値の将来にわたる「共有」が重要であるとの認識の下、保全再生施策に取り組みます。

## ○目指すべき姿

計画では、「琵琶湖と人とのより良い共生関係の形成」を目指すこととしています。多くの固有種を含む豊かな生態系や生物多様性を守り、健全な水循環の下で琵琶湖とともにある人々が豊かな暮らしを営み、さらには、文化的・歴史的にも価値のある琵琶湖地域の良き伝統・知恵を十分に考慮した豊かな文化を育めるように琵琶湖の保全再生施策を推進します。

## ○琵琶湖を「守る」ことと「活かす」ことの好循環

水源林の保全や水草・外来動植物対策などで琵琶湖を守りつつ、林業の成長産業化や環境関連産業の振興、琵琶湖とのふれあい推進などで琵琶湖を活かし、また、これらを支える調査研究や環境学習などによって、琵琶湖を「守る」ことと「活かす」ことの好循環を創出することを計画の重点事項として掲げています。

### 琵琶湖を「守る」

#### ○水産資源の回復

ニゴロブナ、ホンモロコ、アユ、セタシジミなど水産重要種の増殖・放流や、資源管理型漁業を進めます。



#### ○外来動植物の防除

オオクチバスやブルーギルなどの外来動物や、オオバナミズキンバイなどの侵略的外来植物を防除し、琵琶湖の生態系を守ります。



#### ○水草の除去

増えすぎると悪臭や船舶の航行障害の原因となるため、刈取り等の対策を進めます。



#### ○ヨシ群落の保全

在来魚の産卵場所となるなど、生物多様性にとって重要であるヨシの造成・再生・維持管理を推進します。



#### ○水源林の適正な保全および管理

森林を健全な姿で未来に引き継ぐために、多面的機能の持続的発展に向けた適正な森林の保全・管理の取組を推進します。



### 琵琶湖を「活かす」

#### ○琵琶湖や河川における漁業の持続的発展

琵琶湖産魚介類の消費拡大や流通促進、輸出促進に向けた施設整備や新規漁業就業者の確保・育成を推進します。



#### ○環境に配慮した農業の推進

農業や化学肥料の使用量を通常の半分以下に減らす「環境こだわり農業」や、在来魚が琵琶湖と水田を行き来し産卵・繁殖する「魚のゆりかご水田」などを推進します。



#### ○山村の再生と林業の成長産業化

自然資源の再発掘による山村の再生や、森林資源の循環利用につながる林業の成長産業化を推進します。



#### ○エコツーリズムの推進、琵琶湖の特性を活かした観光振興等

体感・体験により琵琶湖とふれ合うエコツーリズムや、ピワイチなど琵琶湖の特性を活かした観光を推進します。



## 好循環

### 琵琶湖を「支える」

#### ○琵琶湖の水質や生態系に関する継続的な研究

琵琶湖の水質や生態系に関する調査を行い、総合的な視点で課題の要因を解明し、対策を検討します。また、調査研究に関する体制整備や人材育成、具体的な対策に関する技術等の研究開発を推進します。



#### ○体験型環境学習の推進、環境教育への支援

体験型の環境学習（農業体験、森林・林業体験、魚を学ぶ体験学習、自然観察会等）を推進します。また「うみのこ」「やまのこ」「たんぼのこ」などの環境教育や、滋賀の食文化を子どもたちなどに伝えるための活動を支援します。

